

申告納税相談のお知らせ

- 医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の通りご協力をお願いします。
 - マスクの着用や、入口で手指の消毒にご協力をお願いします。
 - 自宅等で検温を行い、発熱や風邪症状がある場合は、来場をご遠慮ください。

市・県民税の申告とは

令和3年1月1日現在、市に住所がある方で次に該当するときは、令和2年中(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)の所得の申告が必要です。地方税法や市税条例の規定により、**毎年3月15日までに申告しなければなりません。**

所得税が非課税の場合や公的年金の収入額が400万円以下などの理由で確定申告の必要が無い方でも、市・県民税は課税になる場合があります。その場合は**各種控除を申告することにより、市・県民税が非課税もしくは減額になる場合があります。**

(2) 市・県民税の申告が必要ない場合

- ① 前年分の所得税の確定申告をした場合(税務署へ確定申告書を提出した場合)
- ② 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先で年末調整をしている場合
- ③ 前年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、年金支払者に対して全ての所得控除を申告している場合

(1) 市・県民税の申告が必要な場合

- ① 小売業や農業などの事業を営んでいる場合
- ② 家賃や地代などの収入がある場合
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている場合
- ④ 給与所得以外に各種所得があった場合
- ⑤ 日払いによる給与収入で源泉徴収票がない場合
- ⑥ 所得控除や税額控除を追加する場合

例: 社会保険料控除(窓口払いまたは口座引落(年金天引き以外)で納付した社会保険料を控除に追加するためには申告が必要です。)、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者(特別)控除、医療費控除、寄附金控除など

(参考)社会保険料とは、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など

- ⑦ 上場株式等の配当所得等について、所得税と異なる課税方法を選択する場合(納税通知書が送達される日までに、市・県民税の申告書や年間取引報告書等の写しを提出してください。)

※ 所得が全く無かった方でも、所得(課税)証明が必要な場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料等の各種軽減措置を受けるためには、市・県民税の申告をしておく必要があります。

長尾税務署から 確定申告のお知らせ

○税務署の確定申告会場の開設期間は、2月16日(火)から3月15日(月)まで(土・日・祝日を除く。)です。
※期間前でも、作成済みの申告書等の提出は受け付けています。

○受付時間は、午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時から。)です。ただし、混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。

○感染症対策として、会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場当日配付またはLINEで事前発行します。

※後日の来場をお願いすることもあります。
※スマートフォン等で申告書が作成できます。
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

作成コーナーは
こちら!



【問】長尾税務署 ☎(0879)52-2531

市・県民税の申告は、郵送でも受け付けます。
詳細は市ホームページをご覧ください。